

弁理士法人
清水・醍醐事務所

内外知的財産権ニュース

2025 年 8 月

1. 「Pocky」の形状が「立体商標」として登録

「Pocky」の形状が「立体商標」として2025年7月25日に登録されました。出願と同日付で商品アンケート(日本国内に居住する男女(16歳～79歳)を対象)において約9割の認知度を有している旨を内容とするアンケート結果を示し、また拒絶理由通知に対する意見書において販売シェアの数値、広告費および内容等を示し、その結果商標法第3条第1項第3号に該当すると判断され、商標法第3条第2項の規定により登録が認められました。特許庁の記録によると、今回登録となった上記出願以前にも「Pocky」の「立体商標」出願を行っており、拒絶理由通知を受け審査官とのやりとりの後、一旦出願取下を行い、特許庁審査官による指摘を勘案して再出願を行い今回の登録に至ったという経緯があるようです。

過去米国では、「Pocky」の形状について商標権侵害訴訟が提起されたことがあり、その際は「Pocky」の形状は『機能的であり、保護を受けることはできない』旨の判決が下されました(EZAKI GLICO v. LOTTE (3rd Cir. Mar. 10, 2021))。

今後「Pocky」の立体商標登録がどのように活用されていくかが注目されるところです。

<https://www.glico.com/assets/files/y2CUL6z2VUyrWpLy.pdf>

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/TR/JP-2024-026132/40/ja>

2. 米国特許商標庁 (USPTO) が 52,000 の不正に出願された商標出願／登録を取消

米国特許庁は「foreign filing firm」に対する制裁として、52,000 件に及ぶ商標出願／登録を USPTO の登録簿から取り除いた旨のアナウンスがなされました。これらの事務所は以下に挙げた不正な商標出願行為を繰り返し行っていました。これらの不正に出願された商標出願や登録を取り除くことにより、実際に商取引で使用されている商標のみが正確に USPTO 登録簿に反映されるようになるということです。

- ①米国の弁護士資格を有する者の協力を求めたうえで、その資格情報を不正に使用して電子署名を偽造
- ②他人の氏名を用いて繰り返し文書に署名。
- ③虚偽の使用見本提出
- ④USPTO.gov のアカウントを不正利用

3. Apple 社の商標「Reality Composer」「Reality Converter」

Apple 社が拡張現実 (AR) 向けの開発ツールに使用する商標「Reality Composer」及び「Reality Converter」の識別力を認める判決が米国バージニア州東部連邦地裁で出されました。上記商標はUSPTOで審査されその結果公告されましたが、トルコの会社が異議申立をした結果、USPTO審判部は『上記商標は、識別力を有していない』としてトルコの会社の異議を認める判断を下しました。

Apple 社は当該審判部の決定を不服とし連邦地裁に訴訟を提起し、新規に識別力を有していることを示す多数の証拠を提出した結果、裁判所は略式判決において上記商標の識別力を認めました。上記商標を構成する『Reality』自体は記述的かもしれないが、商標全体としては識別力が認められ、また、『第三者が当該商標を使用しておらず、使用する可能性も低い』旨を示唆した専門家証人の意見が採用されています。

日本では「Reality Composer」及び「Reality Converter」ともに識別力が問題とされることなく登録に至っております。

以 上